

## プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

## 項目 金融商品の時価に関する開示項目

## I. 本資料の目的

1. これまでの審議では、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）における 11 の開示項目について開発する基準において適用することの是非を検討してきており、これまでの議論の方向性及び残された主な論点は下表のように整理できる（下線は論点を示している。）。

開示項目	方向性・主な論点
(1) 公正価値のレベルごとの残高	<u>帳簿価額が時価の近似値となる場合</u>
(2) レベル 1 とレベル 2 の間の振替	開発する基準において適用しない
(3) 使用した評価技法及びインプットの説明	開発する基準において適用する
(4) 評価技法の変更及びその理由	開発する基準において適用する
(5) ポートフォリオの例外規定を適用する場合、その旨	重要な会計方針として開示されるものであるため、開示項目としては記載しない
(6) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報	開発する基準において適用する
(7) 期首残高から期末残高への調整表	<u>表形式による情報の有用性</u> <u>一般的な重要性の適用方法</u> <u>純額で表示することを認める範囲</u>
(8) 純損益に認識した未実現損益	開発する基準において適用する
(9) 企業の評価プロセスの説明	開発する基準において適用する
(10) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明	開発する基準において適用する
(11) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響	<u>開発する基準において適用するか否か</u>

本資料は、論点の残されている(1)、(7)、及び(11)の開示項目について、それぞれの論点を追加的に検討することを目的としている<sup>1</sup>。

2. また、第 132 回金融商品専門委員会（2018 年 8 月 24 日開催）及び第 391 回企業会計

<sup>1</sup> なお、四半期開示は、別途検討を行う予定である。

基準委員会（2018年8月27日開催）において提示した企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）における時価に関する開示を追加する文案を基礎として、仮に本資料の開示項目に関する提案によった場合の修正案も示している。

3. なお、検討にあたっては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第40-2項及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第3項及び第4項における次の定めがあることを前提としており、また四半期開示は、別途検討を行う予定である。

- (1) 重要性が乏しいものは注記を省略することができる。
- (2) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

## II. 論点に関する追加的検討

### 公正価値のレベルごとの残高

#### （これまでの審議において聞かれた意見）

4. 第132回金融商品専門委員会及び第391回企業会計基準委員会において、IFRS第7号「金融商品：開示」第29項(a)には金融資産及び金融負債の「帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となる場合（例えば、短期の売掛金及び買掛金のような金融商品）」には公正価値の開示が不要となる定めがある一方で<sup>2</sup>、現行の日本基準ではそうした金融商品についても時価の開示が求められている（ただし、時価を帳簿価額と同額とすることが例示されている<sup>3</sup>。）ことを踏まえた上で、次のことを提案していた。

- (1) 時価が帳簿価額に近似する場合には、現行の時価の開示に関する定めは維持した上で、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」全体について注記す

---

<sup>2</sup> 米国会計基準では、金融商品について、公正価値及びそのレベル区分の開示が求められているが、1年以内に決済される営業債権及び債務、満期のない預金負債等については当該開示が求められないこととされている（ASC825-10-50-8）。

<sup>3</sup> 日本基準では、金融商品時価開示適用指針の参考（開示例）において、例えば、1. 製造業(1) 2. 金融商品の時価等に関する事項 「(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金」で、「これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。」とされており、時価の開示を求めてはいるものの、帳簿価額と同額とすることが例示されている。

- ることを要しないとの定めを設けること。
- (2) また、時価開示で示される時価の合計額と時価のレベルごとの内訳で示される時価の合計額との間に差異がある場合には、当該差異の額及びその内容を注記することを求めること。
5. 前項の事務局からの提案の背景には、次のような考え方があった。
- (1) すべての金融商品の時価を注記することは金融商品の網羅性が確保されるため一定の便益があり得ると考えられること<sup>4</sup>。
- (2) 時価が帳簿価額に近似している場合に、帳簿価額と同額の時価の開示を求めることは、時価を開示しないとする 것과実務上の負荷の観点から大きく異なるとはいえないと考えられること。
6. これに対して以下の意見が聞かれている。
- (1) 時価が帳簿価額に近似する場合には、時価開示の対象から除く方が、IFRS 基準と整合的であり、規定の定め方として明確で分かりやすい。
- (2) 第4項(2)の差異の額及びその内容に関する注記を求める点につき、このような差異はIFRSでは発生しないものであり、敢えてこのような会計基準差を発生させる取扱いを設ける必要はないのではないかと。
- (3) 金融商品の時価開示が求められる対象と「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の開示が求められる対象は、不一致の理由を注記させるほどの意味がある理由がない限り、一致させるべきである。

#### (今回の追加的な分析)

7. 第132回金融商品専門委員会及び第391回企業会計基準委員会の審議においては、金融商品に関して網羅性のあるかたちで開示することの有用性について賛同する意見は特に聞かれておらず、IFRS基準との整合性や開示事項間での整合性を重視する意見が聞かれている。
8. そのため、金融商品に関して網羅性のあるかたちで開示することの有用性よりも、IFRS基準との整合性や開示事項間の整合性がより重要であると考えられることから、時価が帳簿価額に近似する場合には当該金融商品を時価開示の対象から除き、その結果と

---

<sup>4</sup> 時価を把握することが極めて困難と認められるため時価を注記していない金融商品についても、貸借対照表計上額等を注記することが別途求められている（金融商品時価開示適用指針第5項）。

して「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の対象範囲からも除くこととしてはどうか。

9. なお、時価が帳簿価額に近似することから時価開示の対象範囲外となる金融商品の範囲については、会計基準上に詳細な定めがなくとも実務上で合理的に判断できると考えられるほか、現行の日本基準においても金融商品時価開示適用指針における時価の注記を帳簿価額と同額とすることによる実務が確立されていると考えられることから、追加的な定めを設ける必要はないと考えられるがどうか。

**(提案)**

10. 第7項から第9項までの検討を踏まえ、公正価値のレベルごとの残高の開示については、次のとおりとすることが考えられるがどうか。
- (1) 時価が帳簿価額に近似する場合には当該金融商品を時価開示の対象から除き、その結果として「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の対象範囲からも除くこととする。
- (2) 時価が帳簿価額に近似することから時価開示の対象範囲外となる金融商品の範囲については、追加的な定めは設けない。

**ディスカッション・ポイント**

公正価値のレベルごとの残高に関して、聞かれた意見を踏まえた事務局の追加的な分析及び第10項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

**期首残高から期末残高への調整表**

**(これまでの審議において聞かれた意見)**

11. IFRS 第13号では、貸借対照表において公正価値で測定される資産及び負債のうち、公正価値のレベル3に区分されるものについて、次の金額を調整表の中で区別して開示することが求められている（IFRS 第13号第93項(e)）。
- (1) 当期純利益又はその他の包括利益に認識した利得又は損失の額
- (2) レベル3からの振替額

- (3) レベル3への振替額
  - (4) 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額
12. 第132回金融商品専門委員会及び第391回企業会計基準委員会の審議において、本開示項目を開発する基準において適用するうえでは、次のことを提案していた。
- (1) 例えば主要な増減についてのみ記述的な説明により開示することを無制限に認めると、国際的な会計基準から大きく乖離しているとの印象を与えかねないため、一般的な重要性の適用による場合を除き、期首残高から期末残高の調整表について、表形式によらない説明を認めるための特段の定めは設けないこと。
  - (2) 情報の有用性を確保しつつ作成者にとっての作成負荷を軽減することを勘案し、レベル3の時価に区分される売買目的有価証券及びデリバティブに対しては、前項(4)の購入、売却、発行及び決済額を純額で表示することを認めること。
13. これに対して以下の意見が聞かれている。
- (1) 第11項の各変動理由についての有用性を含め、表形式による情報の有用性を確認する必要がある。
  - (2) 一般的な重要性の適用方法を確認する必要がある。
  - (3) 売買目的有価証券及びデリバティブ以外についてなぜ純額で表示することを認めないか、掘り下げて検討すべきである。

**(今回の追加的な分析)**

**表形式による情報の有用性**

14. 前項(1)の意見に関連しては、利用者に対するアウトリーチでは次のような意見が聞かれており、各変動理由それぞれの情報は有用であると考えられたため、調整表においてそれぞれの数値が開示されることには意味があると考えられる。
- (1) 当期純利益又はその他の包括利益に認識した利得又は損失の額
    - ① 我が国では純損益が重要視されており、純損益の認識額に関する情報も有用であると考えられる。
    - ② IFRSを適用している金融機関に対する企業価値評価のアプローチにおいては、未実現損益と実現損益を明確に区別して分析している（純損益に認識した未実現損益の開示項目と併せて利用することを前提とした回答）。

(2) レベル3からの振替額、及び(3) レベル3への振替額

- ① 特に金融危機時において、レベル間の振替を確認するうえで有用である。
- ② 市場流動性がなくなった商品がどれだけあるかを理解するために有用な情報である。

(4) 購入、売却、発行及び決済額

- ① 購入や決済に関する情報は、商品の残高の移動を確認するために有用である。
- ② 企業がコミットした一定の行動を確認するのに役立つ可能性がある（金融資産の売却を念頭に置いた回答）。

15. また、調整表に関連する情報について、主要な増減についてのみの記述的な説明を行う対応も考えられるが、主要でない増減要因の情報も含めてレベル3の金融商品の残高を期首残高から期末残高まで調整を行ったうえで、それが表形式で開示されることにより、網羅的に残高の異動が把握できることも有用であると考えられる。
16. 第14項から第15項に記載した理由から、レベル3の金融商品の増減に関する情報は、表形式で開示されることが望ましいと考えられる。

**一般的な重要性の適用方法**

17. 第14項及び第15項に記載したように、第11項の各変動理由の金額はそれぞれが有用な情報を提供しており、仮にレベル3の金融商品の残高が期首から期末までに全体として大きく変動していなくても、各変動理由の全てが重要でないと認められない限り、全体として重要ではないとみなすことはできないと考えられる。一方で、レベル3の金融商品の残高の期首から期末までの変動の大部分が、単一の変動理由によって説明できる場合には、他の変動理由の重要性は乏しいと考えられる。
18. そのため、期首残高から期末残高の調整表において、一般的な重要性の適用により表形式によらない説明が認められるのは、レベル3の金融商品の残高の期首から期末への変動の大部分が、単一の変動理由によって説明できる場合に限られると考えられる。

**購入、売却、発行及び決済額について純額で表示することを認める範囲**

19. 第132回金融商品専門委員会及び第391回企業会計基準委員会の審議においては、調整表による情報の有用性を確保しつつ作成者にとっての作成負荷を軽減することを勘案し、次の理由から、売買目的有価証券及びデリバティブについて、購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で表示することを認めることを提案していた。

- (1) 一部の利用者から、売買の頻度が高いトレーディングの金融商品は、調整表で求められる購入や売却といった情報の有用性が低いとの意見が聞かれている。
  - (2) 売買目的有価証券やデリバティブについては、キャッシュ・フロー計算書において、間接法に基づく営業活動によるキャッシュ・フローとして、当該資産及び負債に係る増減を示す実務が多いと考えられ、本開示項目においてのみ詳細なキャッシュ・フローに関する情報を求めることは、大きなコストが生じる可能性がある。
20. 以下では、貸借対照表で時価評価する金融商品のうち、前回の提案で購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で表示することを認める範囲に含めなかったその他有価証券について、純額で表示することを認めるか否かを検討する。
  21. 第14項(4)に示したように、利用者に対するアウトリーチでは、購入、売却、発行及び決済額については、これらの純額ではなく、それぞれの金額に対する情報が有用であるとの意見が聞かれている。これらの利用者は、残高が結果的に増減しただけでなく、増加要因と減少要因を分けて理解できることの有用性を指摘している。利用者に対するアウトリーチでは念頭においている金融商品について明言されていないものの、回答した利用者は、短期に売買を繰り返すような金融商品ではなく、中長期的に保有する金融商品を念頭に置いていることが考えられる。その他有価証券の多くは、一般的に、短期に売買を繰り返すような金融商品ではないため、その他有価証券には純額で開示を求めるのではなく、購入、売却、発行及び決済額の別に総額で開示を求めたほうが、情報の有用性は高まると考えられる。
  22. また、第19項(2)とは反対に、その他有価証券は「期間が短く、かつ、回転が速い項目(連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解(注8))」には該当しないと考えられるため、キャッシュ・フロー計算書においても総額で表示されることから、調整表において総額による表示を求めても、追加的なコストは比較的大きくないと考えられる。
  23. 第21項及び第22項から、その他有価証券については、購入、売却、発行及び決済額それぞれの金額の注記を求めることが考えられる。

**(提案)**

24. 第14項から第23項までの検討を踏まえ、期首残高から期末残高の調整表については、次のとおりとすることが考えられるがどうか。
  - (1) 第11項の各変動理由のそれぞれの情報について、調整表において表示することを求める。

- (2) 期首残高から期末残高の調整表について一般的な重要性の適用により表形式によらない説明が認められるのは、レベル3の金融商品の残高の期首から期末までの変動の大部分が、単一の変動理由によって説明できる場合に限られる。
- (3) 売買目的有価証券及びデリバティブについて、購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で表示すること認める。一方で、その他有価証券については、購入、売却、発行及び決済額それぞれの金額の注記を求める。

#### ディスカッション・ポイント

期首残高から期末残高の調整表に関して、聞かれた意見を踏まえた事務局の追加的な分析及び第24項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

### 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響

#### (これまでの審議において聞かれた意見)

25. 第132回金融商品専門委員会及び第391回企業会計基準委員会の審議においては、主に次の理由から<sup>5</sup>、本開示項目には有用性があると考えられるとして、本開示項目を開発する基準において適用することを提案していた。
- (1) 合理的に考え得る代替的な仮定に基づく情報は、その代替的な仮定が作られた前提が適切に開示される場合には、利用者の分析にとって有用な情報を提供する可能性があると考えられる。
- (2) 代替的な仮定に変更した場合の影響額は、IFRS第13号の開示の目的の1つであ

<sup>5</sup> 第128回金融商品専門委員会及び第386回企業会計基準委員会においては、以下の分析を示していた。

- 財務諸表作成者に対するアウトリーチからは、一様に作成コストが高いことが指摘されているものの、財務諸表利用者からは、インプットの客観性が高くないレベル3のインプットの感応度を開示することは有用であるとの意見が聞かれている。  
経営者の判断に基づく定量的な開示により、時価の相対的な客観性や信頼性が低い金融商品を保有する企業における経営者のリスク評価を財務諸表利用者が理解できる可能性があることに鑑み、コストに見合う情報の有用性がある可能性があると考えられるため、開発する基準において適用することが考えられる。
- なお、財務諸表利用者から、企業の分析の前提が明らかにならない限り、当該情報を使用することは困難であるとの意見が聞かれているが、当該項目の計算方法は決まったものがあるわけではなく、その方法は経営者の判断に基づき決定されるものである。この点、IFRS第13号では、当該開示について、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならないとされており、開示の定めとして当該記載も含めることが考えられる。



る、観察可能でないインプットを用いた公正価値測定が当期純利益又はその他の包括利益に与える影響を評価するのに役立つ情報であると考えられ、開示の目的に合致している点でも情報の有用性はあると考えられる。

26. これに対して、主に以下の意見が聞かれている。

- (1) 本開示項目は、国際的な金融機関の財務諸表との比較可能性を高めるものであり有用である。また、本開示項目の前提となる仮定に関する情報は、企業にヒアリングを行う際の対話の材料となり、特に金融危機時においては通常のリスク管理の中で捉えることができなかった情報を補足する情報として有用である。
- (2) 本開示項目を開示する場合には、代替的な仮定の適切性等に関する検証の枠組みを構築する必要がある、作成者の負担が大きい。
- (3) 本開示項目については、作成コストが大きい一方、実務において開示内容に企業間で多様性があり企業間比較が困難であると考えられ、有用な情報を提供するものではないと考えられる。
- (4) 海外の金融機関の開示例をみると、多くの仮定を置いているため、適切な状況を示しているとはいえ、財務諸表利用者に対して誤解を与える懸念がある。
- (5) 非上場株式を時価評価しない場合には、金融機関でも開示の必要性は低いと考えられる。
- (6) 今後 IASB において、IFRS 第 13 号の開示項目のレビューが行われることを勘案すると、現段階においては本開示項目について開示を求めず、IASB の議論の状況を注視すべきである。
- (7) 利用者から本開示項目に対するニーズがあるのであれば、IFRS との整合性の観点から、本開示項目を求めないとするのは難しいのではないかと。

### **(今回の追加的な分析)**

#### **情報の有用性と作成コスト**

27. 第 132 回金融商品専門委員会の審議では、代替的な仮定の情報について、企業にヒアリングを行う際の対話の材料となり、通常のリスク管理の中で捉えることができなかった情報を補足する情報として有用であるとの意見が聞かれている(第 26 項(1)参照)。一方で、代替的な仮定について検証の枠組みを構築する必要があると作成者の負担が大きいとの意見が聞かれている(第 26 項(2)参照)。

28. IFRS 第 13 号は、当該開示項目について IFRS 第 7 号の開発において検討した際に、IASB は、主要な評価上の仮定に対する公正価値測定之感応度に関する情報は、財務諸表利用者に測定の潜在的な変動可能性の感覚を提供するという結論を下したと説明している (IFRS 第 13 号 BC208 項)。これは、当該開示項目が有用であるとの意見と整合的であると考えられる。
29. また、作成コストに関連して、IFRS 第 13 号は、IASB は、感応度の開示が、特に開示が適用される仮定が多数あって、それらの仮定に相互依存性がある場合には、困難となる可能性があるという見解を考慮しすべての仮定に対する感応度の詳細な定量的開示は必要なく、その開示を行う際に各仮定間の相互依存性を反映することを要求するものではないことに留意したと説明しており (IFRS 第 13 号 BC208 項)、代替的な仮定について一定程度配慮していると考えられる。

また、第 30 項から第 33 項で検討しているように、IFRS 第 13 号は、設例を提供しておらず、具体的な開示の前提や様式を財務諸表作成者に委ねていると考えられる。そのため、仮に本開示項目を開発する基準において適用する場合には、具体的な開示の前提や様式は財務諸表作成者に委ね、作成者が情報の有用性と作成コストのバランスを考慮しながら開示することを認めることが考えられる。

#### 開示内容の多様性

30. 第 391 回企業会計基準委員会の審議では、実務において開示内容に企業間で多様性があり企業間比較が困難であると考えられ、有用な情報を提供するものではないとの意見が聞かれている (第 26 項(3)参照)。また、当該開示項目では、多くの仮定を置いているため、財務諸表利用者に対して誤解を与える懸念があるとの意見が聞かれている (第 26 項(4)参照)。
31. 本開示項目は、ベースス・ポイント・バリューのように画一的なインプットの変動に対する感応度ではなく、合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響を示すものであり、代替的な仮定自体が意味を持つものである。そのため、企業間で代替的な仮定が異なることはむしろ有用な情報を提供していると考えられる。

また、本開示項目は、特定種類の金融商品を対象としたものではなく、多種多様なポートフォリオを対象としたものであるため、「重要な観察できないインプットに関する定量的情報」の議論<sup>6</sup>でもあったように、具体的な開示の様式は財務諸表作成者に委ねることにより、企業のポートフォリオを踏まえた財務諸表利用者にとって有用な開

---

<sup>6</sup> 第 131 回金融商品専門委員会 資料(9)又は第 391 回企業会計基準委員会 審議(4)-7 を参照。

示が行われることが望ましいと考えられる。

32. また、多くの仮定を置いている点については、前項の合理的に考え得る代替的な仮定について、複数の観察可能でないインプットに対して同時に代替的な仮定の影響を考慮する場合に顕著であると考えられる。

海外の金融機関の開示例のように多種多様なレベル3の金融商品を保有する場合にはポートフォリオの全体感を開示することが適切であり多くの仮定が必要になる場合もあれば、レベル3の金融商品について特定の金融商品の金額のみが大きい場合には、当該金融商品についてのみ開示することが必要と考えられる場合もあり、その場合には多くの仮定は不要になると考えられる。そのため、本論点に関しても、企業は、自社のポートフォリオを踏まえた財務諸表利用者にとって有用な開示が行われることが重要であり、仮定が多いことにより誤解が与えかねない懸念があるのであれば、そうした仮定についても注記すべきであると考えられる。

33. そのため、仮に本開示項目を開発する基準において適用する場合には、具体的な開示の前提や様式は財務諸表作成者に委ね特定しないこととしてはどうか。また、結論の背景において、注記の前提となっている仮定についても注記すべきことを説明してはどうか。

### 重要性

34. 非上場株式を時価評価しない場合には、金融機関でも開示の必要性は低いと考えられるとの意見が聞かれている（第26項(5)参照）。
35. IFRS基準の開示では、重要性に関する記載が明示的になくても、企業は重要性を判断して開示を行うか否かを決定する。しかしながら、本開示項目では、「観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合」にのみ開示が要求され、「著しいかどうかは、純損益及び資産合計又は負債合計（公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合には、資本合計）について判断しなければならない。」とされている（IFRS第13号第93項(h)(ii)）。
36. そのため、仮に本開示項目を開発する基準において適用する場合には、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると時価が著しく変化する場合にのみ本開示項目の開示を要求する旨を結論の背景に記載することとしてはどうか。

### IASBの動向

37. IASBにおいて、IFRS第13号の開示項目のレビューが行われることを勘案すると、現

段階においては本開示項目について開示を求めず、IASB での議論の状況を注視すべきであるとの意見が聞かれている（第 26 項(6)参照）。

38. IASB は、2018 年 3 月の IASB ボード会議において、開示要求についての的を絞った基準レベルのレビューを行うことを決定した。その際、IASB は開示目的及び開示要求の開発及び文案作成用に、IASB 自身が使用するためのガイダンスを開発し、当該ガイダンスを 1 つ又は 2 つの基準に対し適用して、ガイダンスをテストするとともに、テストを通じて基準に修正が必要と認められた場合には、公開草案を公表してフィードバックを求めることを暫定的に決定している。さらに、IASB は、2018 年 7 月の IASB ボード会議において、基準レベルのレビューの対象の 1 つとして IFRS 第 13 号を選定することを暫定的に決定している。
39. 第 38 項の IASB の暫定決定に従えば、今後、ガイダンスの開発、IFRS 第 13 号に対する基準レベルのレビュー、基準修正に関する公開草案の公表、公開草案に対するコメントの審議といったプロセスを経ることから、仮に IFRS 第 13 号を修正するとしても相当の年数がかかることが予想される<sup>7</sup>。そのため、将来の変更の可能性を考慮することは難しく、国際的な比較可能性を考えると、現時点での整合性を図ることに意味があるものと考えられる。

#### (提案)

40. 第 27 項から第 39 項までの検討を踏まえ、観察できないインプットを合理的に考え得

<sup>7</sup> IASB ではこれまでに IFRS 第 8 号「事業セグメント」、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューを手掛けているが、それぞれ次のように検討に長期間を要している。

##### IFRS 第 8 号の適用後レビュー

2011 年 10 月	適用後レビューを IASB の議題に追加
2012 年 7 月	情報要請を公表
2013 年 7 月	フィードバックを報告
2017 年 3 月	適用後レビューを通じて識別した改善項目に関する改訂の公開草案を公表（「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」（IFRS 第 8 号及び IAS 第 34 号の改正案））（コメント期限：2017 年 7 月）

##### IFRS 第 3 号の適用後レビュー

2011 年 10 月	適用後レビューを IASB の議題に追加
2014 年 1 月	情報要請を公表
2015 年 6 月	フィードバックを報告
2016 年 6 月	適用後レビューを通じて識別した改善項目のうち、事業の定義に関して改訂の公開草案を公表（「事業の定義及びこれまで保有された持分の会計処理」（IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の改正案））（コメント期限：2016 年 10 月）

る代替的な仮定に変更した場合の影響の開示を求めることが考えられるがどうか。また、その際には、次の方針としてはどうか。

- (1) 具体的な開示の前提や様式は財務諸表作成者に委ね、開示の内容を特定しない。  
また、結論の背景において、注記の前提となっている仮定についても注記すべきことを説明する。
- (2) 時価の変動が著しい場合にのみ本開示項目の開示を要求する旨を結論の背景に記載する。

#### ディスカッション・ポイント

観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響に関して、聞かれた意見を踏まえた事務局の追加的な分析及び第 40 項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

### III. 金融商品時価開示適用指針の文案の検討

41. 以上の検討における提案に基づき修正した、金融商品時価開示適用指針第 4-2 項（新規追加）の文案は以下に示すとおりであり、その修正点は次のとおりである。
  - (1) 本資料第 10 項(1)の提案に基づき、金融商品時価適用指針第 4 項(1)に時価が帳簿価額に近似する場合には時価等の開示を求めない旨を記載し、金融商品時価開示適用指針第 4-2 項から関連する文言を削除した。
  - (2) 第 132 回金融商品専門委員会で聞かれた意見に従い、金融商品時価適用指針第 4-2 項(4)②ウの「合計額」を「純額」に修正した。

なお、文中では、第 132 回金融商品専門委員会及び第 391 回企業会計基準委員会において提示した金融商品時価開示適用指針における時価に関する開示を追加する文案からの削除を取消線で示し、追加を下線で示している。また、文中の（¶）は、IFRS 第 13 号における項番号を表すものであり、最終的には削除するものである。

#### 金融商品時価開示適用指針

4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- (1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法を注記する。ただし、時価が帳簿価額に近似するものについては注記を省略することができる。

(中略)

4-2. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」 (金融商品会計基準第 40-2 項

(3)) については、以下を注記する。ただし、時価が帳簿価額に近似するもの及び重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、~~第 4 項(1)に従った貸借対照表日における時価の合計額と以下の(1)及び(2)の時価の合計額との間に差異がある場合には、当該差異の額及びその内容を注記する。~~また、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、企業会計基準第 XX 号「時価の算定に関する会計基準 (仮称)」第 XX 項に定めるレベル 1 の時価、レベル 2 の時価及びレベル 3 の時価 (¶ 93(b)) を注記する。
- (2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債ではないが、第 4 項(1)に従って貸借対照表日における時価が注記される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、企業会計基準第 XX 号「時価の算定に関する会計基準 (仮称)」第 XX 項に定めるレベル 1 の時価、レベル 2 の時価及びレベル 3 の時価を注記する。  
(¶ 93(b)、97)
- (3) 第 4 項(1)に従って注記される貸借対照表日における時価がレベル 2 の時価又はレベル 3 の時価に区分される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、以下を注記する。
- ① 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明 (¶ 93(d)、97)
  - ② 時価の算定に用いる評価技法を変更した場合、その旨及び変更の理由 (¶ 93(d)、97)
- (4) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、当該時価がレベル 3 の時価に区分される場合、適切な区分に基づき、以下を注記する。
- ① 時価の算定に用いた重要な観察できないインプット (企業会計基準第 XX 号「時価の算定に関する会計基準 (仮称)」第 XX 項参照) に関する定量的情報  
ただし、企業自身が観察できないインプットを作成していない場合 (例えば、過去の取引又は第三者から入手した価格を調整せずに使用している場合) には、記載を要しない。(¶ 93(d))

- ② 期首残高から期末残高への調整表（以下の当期中の変動額を区別して示す。）  
（『93(e)、93(f)）
- ア 当期の損益に計上した額及びその表示科目
  - イ 当期のその他の包括利益に計上した額及びその表示科目
  - ウ 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額（ただし、売買目的有価証券及びデリバティブについては、これらの額の合計額純額を示すこともできる。）
  - エ 他のレベルからレベル3への振替額及び当該振替の理由
  - オ レベル3から他のレベルへの振替額及び当該振替の理由
- また、アに定める当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益及びその損益計算書における表示科目、並びにエ及びオの振替時点に関する方針を注記する。
- ③ レベル3の時価についての企業の評価プロセス（例えば、企業における評価の方針及び手続の決定方法や各期の時価の変動の分析方法等）の説明（『93(g)）
- ④ ①の観察できないインプットを変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動する場合、観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
- なお、当該観察できないインプットと他の観察できないインプットとの間に相関関係がある場合には、相関関係の内容及び当該相関関係を前提とすると観察できないインプットを変化させた場合の変動幅が異なる可能性があるのかどうかに関する説明を注記する。（『93(h)(i)）
- ⑤ ①の観察できないインプットを合理的な範囲で変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動する場合、その時価の変動により生じる当期の損益又はその他の包括利益への影響額、及びその影響の計算方法（『93(h)(ii)）

#### ディスカッション・ポイント

金融商品時価開示適用指針第4-2項（新規追加）の文案の修正について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以上

## 別紙：IFRS第13号における開示に関する規定（抜粋）

## 開示

- 91 企業は、財務諸表利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならない。
- (a) 当初認識後に財政状態計算書において経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット
  - (b) 重大な観察可能でないインプット（レベル3）を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益又はその他の包括利益に与える影響
- 92 第91項の目的を満たすために、企業は以下のすべてを考慮しなければならない。
- (a) 開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル
  - (b) さまざまな要求のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか
  - (c) どの程度の集約又は分解を行うべきか
  - (d) 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうか
- 本基準又は他の IFRS に従って行われる開示が第91項に掲げる目的を達成できない場合には、当該目的を達成するのに必要な追加情報を開示しなければならない。
- 93 第91項の目的を満たすために、企業は、少なくとも、次の情報を、当初認識後に財政状態計算書において公正価値（本基準の範囲に含まれる公正価値を基礎とする測定を含む）で測定される資産及び負債のクラス（資産及び負債の適切なクラスの決定に関する情報は、第94項参照）ごとに、開示しなければならない。
- (a) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、報告期間末の公正価値測定、及び非経常的な公正価値測定について、当該測定の理由。資産又は負債の経常的な公正価値測定とは、他の IFRSにより各報告期間末に財政状態計算書において認識することが要求又は許容されている公正価値測定である。資産又は負債の非経常的な公正価値測定とは、他のIFRSにより特定の状況において財政状態計算書で測定することが要求又は許容されている公正価値測定である（例えば、企業が売却目的保有の資産を、当該資産の売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額よりも低いために、IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って、売却コスト控除後の公正価値で測定する場合）。
  - (b) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2又は3）
  - (c) 報告日現在で保有している資産又は負債のうち経常的に公正価値で測定されるものについて、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間のすべての振替、その振替の理由及び、レベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針（第95項参照）。各レベルへの振替は、各レベルからの振替とは区別して開示し説明しなければならない。
  - (d) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明。評価技法に変更があった場合（例えば、マーケット・アプローチからインカム・アプローチへの変更や、追加的な評価技法の使用）には、企業は、その変更の旨及び変更の理由を開示しなければならない。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については、企業は、公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報を提供しなければならない。企業が公正価値を測定する際に定量的な観察可能でないインプットを作成していない場合には、この開示要求に従うための定量的情報を作成する必要はない（例えば、企業が過去の取引又は第三者の価格付け情報を修正なしに利用する場合）。しかし、この開示を提供する際に、企業は、定量的な観察可能でないインプットのうち、公正価値測定に重要で、企業が合理的に利用可能なものを無視することはできない。
  - (e) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、期首残



高から期末残高への調整表（以下に起因する当期中の変動を区別して開示）

- (i) 当期純利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されている純損益の中の表示科目
  - (ii) その他の包括利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されているその他の包括利益の中の表示科目
  - (iii) 購入、売却、発行及び決済額（これらを区別して開示）
  - (iv) 公正価値ヒエラルキーのレベル3へのすべての振替又はレベル3からのすべての振替の金額、それらの振替の理由、及びレベル間の振替がいつ生じたとみなすのかの決定に関する企業の方針（第95項参照）。レベル3への振替は、レベル3からの振替とは区別して開示し説明しなければならない。
- (f) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、純損益に含まれている(e)(i)の当期の利得又は損失の合計額のうち、報告期間末現在で保有している資産及び負債に関連する未実現損益の変動に起因する額、及びそれらの未実現損益が認識されている純損益の中の表示科目
- (g) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定額について、企業が用いた評価プロセスの説明（例えば、企業が評価の方針及び手続をどのように決定し、各期の公正価値測定の変動をどのように分析しているかなど）
- (h) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、
- (i) こうした測定のすべてについて、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明（それらのインプットを異なる金額に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合）。それらのインプットと公正価値測定に使用される他の観察可能でないインプットとの間に相互関係がある場合には、企業は、それらの相互関係と、それが観察可能でないインプットの変動が公正価値測定に与える影響をどのように増幅又は軽減させる可能性があるのかの説明も提供しなければならない。この開示要求に従うためには、観察可能でないインプットの変動に対する感応度の記述的説明に、少なくとも、(d)に従う際に開示した観察可能でないインプットを含めなければならない。
  - (ii) 金融資産及び金融負債について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合には、企業は、その旨を記述し、それらの変更の影響を開示しなければならない。企業は、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならない。この目的上、著しいかどうかは、純損益及び資産合計又は負債合計（公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合には、資本合計）について判断しなければならない。
- (i) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、非金融資産の最有効使用が現在の用途と異なる場合には、企業はその旨及び当該非金融資産が最有効使用と異なる方法で使用されている理由を開示しなければならない。
- 94 企業は、資産及び負債の適切なクラスを、以下に基づいて決定しなければならない。
- (a) 当該資産又は負債の性質、特性及びリスク
  - (b) その公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル
- クラスの数は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については増やす必要があるかもしれない。それらの測定は不確実性と主観性の程度が大きいからである。公正価値測定に関する開示を提供すべき資産及び負債の適切なクラスの決定には、判断を必要とする。資産及び負債のクラスは、財政状態計算書で表示される表示科目よりも細分する必要がある場合が多いであろう。しかし、企業は、財政状態計算書に表示されている表示科目への調整が十分にできるような情報を提供しなければならない。他のIFRSが資産又は負債のクラスを定めている場合、企業は、そのクラスが本項の要求に合致していれば、そのクラスを本基準で要求している開示を提供する際に使用することができる。
- 95 企業は、第93項(c)及び(e)(iv)に従って公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じ

たとみなすかの決定に関する方針を開示し、それに首尾一貫して従わなければならない。振替を認識する時期に関する方針は、そのレベルへの振替とそのレベルからの振替について同じでなければならない。振替の時期の決定に関する方針の例としては、次のようなものがある。

- (a) 振替を生じさせた事象又は状況の変化の日
  - (b) 報告期間の期首
  - (c) 報告期間の末日
- 96 企業が第48項の例外措置を使用するという会計方針の決定を行う場合には、その旨を開示しなければならない。
- 97 財政状態計算書において公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている資産及び負債の各クラスについて、企業は、第93項(b)、(d)及び(i)で要求している情報を開示しなければならない。ただし、第93項(d)で要求している公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的な開示を提供することは要求されない。このような資産及び負債については、企業は本基準で要求している他の開示を提供する必要はない。
- 98 公正価値で測定され、分離不可能な第三者の信用補完とともに発行されている負債について、発行者は、その信用補完の存在及びそれが当該負債の公正価値測定に反映されているかどうかを開示しなければならない。
- 99 企業は、本基準が要求している定量的開示を表形式で表示しなければならない。ただし、他の様式の方が適切な場合を除く。

(参考) IFRS 第13号における開示項目

開示項目	公正価値で測定する項目						公正価値で測定せず、公正価値を開示する項目		
	経常的			非経常的			L1	L2	L3
	L1	L2	L3	L1	L2	L3			
報告期間末日現在の公正価値	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
当該測定の原因				✓	✓	✓			
公正価値ヒエラルキーのレベル	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ヒエラルキーにおけるレベル間の振替	✓	✓	✓						
ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたかの決定に関する方針	✓	✓	✓						
使用した評価技法及びインプットの記述		✓	✓		✓	✓		✓	✓
評価技法の変更とその理由		✓	✓		✓	✓		✓	✓
重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報			✓			✓			
期首残高から期末残高への調整表(振替に関する情報を含む)			✓						
純損益に認識した未実現利得・損失			✓						
評価のプロセス及び方針の記述			✓			✓			
観察可能でないインプットの変化に対する感応度(説明的記述)			✓						
合理的に考え得る仮定の変更に対する感応度(定量的、金融商品のみ)			✓						
最も有効使用が現在の用途と異なる場合の理由(非金融資産のみ)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ポートフォリオの例外を適用する旨	✓	✓	✓						